

滋賀県における発熱等の症状を有する方への対応について

【発熱外来受診対象者について】

- * 発熱等の症状を有する方からの相談に関して、以下の条件に合致する場合は発熱外来への受診勧奨を行います。

以下の条件 1 or 2 or 3 & 条件 4 に該当する者

< 条件 >

- 1 職場、学校または家庭等において 3 名以上 のインフルエンザ様症状を呈している者がいる
- 2 7 日以内に感染が蔓延していると考えられる地域（5 月 21 日時点で米国（本土）、メキシコ、カナダ）、蔓延しているとは考えられていない地域ではあるが急速な患者数の増大が見られる地域への滞在または旅行歴
- 3 7 日以内に新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴がある

+（かつ）

- 4 発熱（38 度以上）または急性呼吸器症状（鼻水もしくは鼻閉、咽頭痛、咳嗽、熱感や悪寒）が 2 つ以上ある

- * 上記に該当しない方には、発熱外来以外の医療機関（診療所もしくは病院）での一般診療をお願いします。
- * その際の医師および医療機関の従事者は、診察時はサージカルマスク、検体採取時はサージカルマスクとゴーグルと手袋等標準的な感染予防策を講じてください。
- * 発熱相談センターにおいて、発熱外来以外の医療機関への受診を促す場合は、事前に電話予約を行うこと、発熱している旨の申し入れを行うよう伝えます。
- * 医療機関におかれましても、発熱者与其他の患者が混じり合うことを最小限に止めるためのご配慮をお願いします。（例えば、時間を分けての受診を促す等）
- * 発熱外来以外の医療機関において実施した、インフルエンザ簡易検査にて A 型陽性が確認された場合は、所轄保健所に連絡をいただき、確認検査の必要性についてご相談願います。
- * 仮に、発熱外来以外の医療機関にて診察した者が新型インフルエンザ患者となった場合も、本県では、標準的な予防策を講じていれば同医療機関の休診は求めません。また、保健所長がその医療機関職員等を濃厚接触者とみなした場合は、その必要性に応じて県が備蓄するタミフルを投与（自己負担なし）することとします。

このフローチャートは、発熱等の症状を有する者からの相談、検査の流れを示すものです。

